

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	15,970,575	負債の部	6,298,283
流動資産	9,164,217	流動負債	3,373,350
現金及び預金	307,508	支払手形	156,170
グループ内預入金	3,589,415	買掛金	2,226,653
受取手形	60,855	短期借入金	470
売掛金	3,268,969	未払金	340,038
商品及び製品	572,820	未払費用	196,937
原材料及び貯蔵品	381,950	未払法人税等	13,370
仕掛品	523,342	未払消費税	37,747
リース投資資産	175,339	預り金	19,421
繰延税金資産	185,007	前受収益	1,616
未収入金	59,811	賞与引当金	361,695
その他	39,196	役員賞与引当金	19,230
固定資産	6,806,358	固定負債	2,924,933
有形固定資産	4,273,524	退職給付引当金	2,904,138
建物	2,126,198	長期前受収益	8,685
構築物	29,810	長期預り金	10,000
機械装置	119,112	その他固定負債	2,110
車両運搬具	0		
工具器具備品	124,035	純資産の部	9,672,291
土地	1,810,593	株主資本	9,249,113
建設仮勘定	51,712	資本金	327,220
一括償却資産	12,061	資本剰余金	5,007,688
無形固定資産	299,986	資本準備金	5,555
電話加入権	7,316	その他資本剰余金	5,002,133
商標権	1,189	利益剰余金	3,914,205
ソフトウェア	280,226	利益準備金	76,250
のれん	11,253	その他利益剰余金	3,837,955
投資その他の資産	2,232,847	別途積立金	3,049,967
投資有価証券	1,365,248	繰越利益剰余金	787,987
関係会社株式	2,000	(うち当期純損失)	(68,232)
繰延税金資産	785,096	評価・換算差額等	423,178
その他	113,792	その他有価証券評価差額金	423,178
貸倒引当金	△ 33,290		
合 計	15,970,575	合 計	15,970,575

(注) 単位未満の端数は切捨て表示をしている。

個別注記表

〔平成28年 4月 1日 から
平成29年 3月31日 まで〕

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - a 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (a) 時価のあるもの
当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法によっている。
(評価差額は全部純資産直入法によって処理している)
 - (b) 時価のないもの
移動平均法による原価法によっている。
 - b 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (a) 量産品及び計器修理品は総平均法による原価法によっている。
 - (b) 個別受注品は個別法による原価法によっている。
なお、原価法については、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - a 有形固定資産
定率法。但し平成10年4月以降取得の建物、
平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物は定額法によっている。
 - b 無形固定資産
定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - a 貸倒引当金
売掛債権等の貸倒れ損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
 - b 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。
 - c 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。
 - d 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりである。
 - (a) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。
 - (b) 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。